中国四国学生陸上競技連盟　規約

第１章　　総則

（名称及び運営）

第１条　　本連盟は中国四国学生陸上競技連盟（Ｔｈｅ　Ｉｎｔｅｒ－Ｃｏｌｌｅｇｅ　Ａｔｈｌｅｔｉｃ　Ｌｅａｇｕｅ　ｏｆ　Ｃｈｕｇｏｋｕ－Ｓｉｋｏｋｕ）と称する。

２．　本連盟は社団法人日本学生陸上競技連合（以下「連合」とする）に加盟する学生自治団体であって、本規約ならびに連合定款によって運営される。

（事務所）

第２条　　本連盟は事務所を広島大学内に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　　本連盟は中国四国における学生陸上競技界を統括し、かつこれを代表する学生自治団体として、学生陸上競技の普及・発展を図るとともに学生陸上競技精神によって健全なる心身の養成に努めることを目的とする。

（事業）

第４条　　本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）中国四国学生陸上競技対校選手権大会の開催
（２）中国四国学生陸上競技選手権大会の開催
（３）中国四国学生駅伝競走大会の開催
（４）中国四国学生記録会
（５）中国四国学生陸上競技記録の承認
（６）審判講習会
（７）競技力向上に関する諸事業
（８）その他本連盟の目的に適う一切の事業

第３章　　加盟校の資格及び義務

（組織）

第５条　　本連盟は鳥取、島根、岡山、広島、山口、高知、徳島、香川、愛媛の各県に所在する大学、短期大学及び高等専門学校の陸上競技団体をもって組織する。

（支部）

第６条　　本連盟は支部を設けることができる。

２．　支部に関する規約は別に定める。

（資格）

第７条　　本連盟に加盟しうる学校（以下「加盟校」とする）の資格は学校教育法の大学設置規準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、及び高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校（４年、５年）とする。ただし、特別の理由で代表委員総会において認められたものはこの限りではない。

２．　本連盟への加盟は各大学等に承認された１団体に限る。

（義務）

第８条　　加盟校は本連盟の規約を遵守するとともに、指定された期日までに所定の様式により加盟校分担金を添えて当該年度の団体加盟手続、個人新規登録及び個人追加登録をしなければならない。

２．　登録に関する規定は別に定める。

第９条　　加盟校は毎年指定された期日までに当該年度の役員名、学校所在地及び事業予定を提出しなければならない。

（加盟の手続き）

第10条　　本連盟に新たに加盟しようとする大学、短期大学及び高等専門学校は文書をもって本連盟に申し出、代表委員総会において承認を得なければならない。

第11条　　加盟校は本連盟と類似の団体を組織することはできない。

第４章　　学生競技者資格

第12条　　本連盟の競技者とは、本連盟に登録した学生で陸上競技を愛好し、心身の鍛錬や相互の親睦等の目的のためにのみ陸上競技を行うものをいう。

（競技者資格）

第13条　本連盟の定めによる学生競技者は、次の要件を満たさなければならない。

（１）学生競技者は当該加盟校の学生でなければならない。

（２）学生の範囲は、学校教育法第５６条に定めた学生、および第５７条の専攻科、別科の学生ならびに第６７条の定めによる大学院の学生とこれに本学連が認めた大学等に準ずるものとする。ただし、第７０条の５に定めた高等専門学校の学生は入学後３年次を経たものとする。

（３）前項の加盟校競技者はその在籍期間中登録することができる。

第５章　役員

（役員の構成）

第14条　本連盟に次の役員を置く。

（１）会長	１名	（９）幹事長	１名
（２）副会長	２名	（10）秘書	１名
（３）顧問	若干名	（11）会計	１名
（４）総務委員長	１名	（12）常任幹事	若干名
（５）強化委員長	１名	（13）幹事	若干名
（６）評議員	若干名	（14）技術員長	１名
（７）監事	２名	（15）技術員	加盟校より１名
（８）強化委員	若干名	（16）代表委員	加盟校より１名

（役員の選任と職務）

第15条　全ての役員は本連盟の中から選出し、会長が委嘱する。

第16条　会長は評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

２．　会長は本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

第17条　副会長は評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

２．　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

第18条　顧問は会長が推薦し、代表委員総会において決定する。

２．　顧問は会長の諮問に応じる。

第19条　総務委員長は評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

２．　総務委員長は本連盟の業務を掌理する。

第20条　強化委員長並びに強化委員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

２．　強化委員長は強化委員会を代表し、本連盟競技者の競技力向上を図る。また、本連盟の運営に助言を与えることができる。

３．　強化委員は、強化委員長の指示に従い、本連盟競技者の競技力向上を図る。

第21条　評議員は代表委員総会において決定する。

２．　評議員は評議員会を構成し、本連盟の業務及び財務について諮問に応じるとともに会務運営に助言を与える。

第22条　監事は評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

２．　監事は本連盟の業務及び財務を監査する。

第23条　幹事長、秘書及び会計は前年度幹事長が推薦し、代表委員総会において決定する。

２．　幹事長は幹事会を代表し、本連盟の業務を統括する。

３．　秘書は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはこれを代行する。

４．　会計は財務管理及び会計事務を掌理する。

第24条　常任幹事は幹事長が推薦し、代表委員総会の承認を得る。

２．　常任幹事は幹事長、秘書、会計を補佐し、その業務を補佐する。

第25条　幹事は各加盟校の推薦により、代表委員総会において決定する。

２．　幹事は常任幹事会に協力し、加盟校との連絡を努める。

第26条　技術員長は当該年度の中国四国学生陸上競技対校選手権大会主管校より選出し代表委員総会の承認を得る。

２．　技術員長は本連盟の技術員会を代表する。

第27条　技術員は各加盟校の推薦により代表委員総会において決定する。

２．　技術員は競技力向上や競技会の運営等において加盟校との連絡を努める。

第28条　代表委員は各加盟校より１名推薦する。

２．　代表委員は代表委員総会を構成し、本連盟の重要事項について審議し決定させる。

（役員の任期）

第29条　全ての役員は１０月の定時代表委員総会において決定する。

２．　役員の任期は1年とし、４月１日に始まり３月３１日に終わる。ただし、再任は妨げない。

第30条　役員に欠員が生じた場合、代表委員総会の決定により補充することができる。

２．　補欠により選任された役員の任期は前任者の残留時間とする。

（役員の報酬）

第31条　本連盟の役員は業務を行うにあたって、その報酬を受け取ることはできない。

第６章　会議

第32条　本連盟は次の会議を置く。

（１）代表委員総会
（２）評議員会
（３）部長監督者会議
（５）幹事会
（６）技術員会
（７）強化委員会

（４）常任幹事会　　（８）その他会議

（代表委員総会）

第33条　代表委員総会は本連盟の最高議決機関とし、毎年５月、１０月に会長がこれを召集する。

第34条　前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合及び代表委員の３分の１以上の者から会議の目的とする事項を示す文書による召集の必要があったとき、会長は臨時代表委員総会を召集する。

第35条　代表委員総会に付議される事項は次のとおりある。

（１）事業報告及び事業計画
（２）予算及び決算報告
（３）役員の決定及び承認
（４）規約の改正
（５）新規加盟校の承認
（６）その他の重要事項

（代表委員総会の運営）

第36条　代表委員総会の召集は、開催日までに会議の議事を記載した通知状を代表委員に発送しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

２．　代表委員総会は代表委員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

３．　代表委員総会の議決は出席代表委員の３分の２以上の同意を必要とする。

４．　代表委員総会の議長は会計とするが、必要ある場合はほかの議事に先立ち議長を選出する。

５．　代表委員は全て代表委員総会において平等の権利と義務を負う。

６．　代表委員総会に欠席した加盟校は、その会議における全ての権利を放棄したものとみなす。但し、会議において発生した義務は負わなくてはならない。

（評議員会）

第37条　評議員会は会長が必要に応じて召集し、本連盟の重要事項について審議する。

（評議員会の運営）

第38条　評議員会の召集は、開催日までに会議の議事を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

２．　評議員会は評議員及び会長、副会長、総務委員長、強化委員長で構成する。

３．　評議員会の議長は会長とする。

（常任幹事会）

第39条　　常任幹事会は幹事長が必要に応じて召集し、本連盟の業務を執行する。

（幹事会）
第40条　　幹事会は幹事長が必要に応じて召集し、本連盟の業務を処理する。

（技術員会）
第41条　　技術員会はヘッドッコーチ、幹事長及び技術員長が必要に応じて召集し、第28条の目的達成のための具体的事項を審議しこれを遂行する。

（その他の会議）
第42条　　部長監督者会議等、その他の会議については別に定める。

（議事録）
第43条　　全ての会議は議事録を作成し保管する。議事録は必要に応じて全ての役員に送付するものとする。

第７章　　競技会及び記録

（競技会）
第44条　　本連盟主催の競技会の規則は（財）日本陸上競技連盟競技規則を準用する。
２．　本連盟の競技会の申込みは各加盟校に送付した要項に従って行われるものとする。
３．　本連盟主催の競技会の実施要項は常任幹事会で決定する。

（記録）
第45条　　本連盟は次の記録を承認する。
（１）本連盟が主催する競技会記録
（２）加盟校が参加する公認競技会
第46条　　本連盟は毎年度中国四国学生陸上競技年間ランキングを作成する。

第８章　　会計

第47条　　本連盟の経費は次のもので支弁する。
（１）登録料
（２）事業収入
（３）関係機関及び団体より受ける補助金

（４）役員会費
（５）寄附金及びその他の収入

（会計年度）
第48条　本連盟の会計年度は４月１日に始まり３月３１日に終わる。
第49条　会計業務に関する報告は５月の定時代表委員総会において行わなければならない。又、各事業における会計業務は会計がこれを行い、全てについて監事の監査を受ける。
第50条　本連盟の会計は一般会計と特別会計に分ける。
２．　会計規定は別に定める。

第９章　表彰

第51条　本連盟は学生として且つ競技者として模範的であり競技成績が優秀である者を表彰することができる。
２．　表彰に関する規定は別に定める。

第10章　規約の改正

第52条　本規約の改正は代表委員総会で総議決権の３分の２以上の同意を必要とする。

第11章　補則

（細則）
第53条　本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

（重要書類及び備付け等）
第54条　本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。
（１）規約
（２）加盟校名簿及び登録者名簿
（３）役員名簿
（４）収入、支出に関する帳簿および証拠書類
（５）重要会議の議事録
（６）競技会記録
（７）その他必要な書類及び帳簿

２．　前号の書類及び帳簿の保存期間は（１）（３）（５）（６）については永久保存とし、その他は５年間とする。

第55条　　本規約は１９９０年（平成２年）１０月５日より施行する。

１９５８年（昭和３３年）	１２月　６日	制　　定
１９６２年（昭和３７年）	５月２８日	改　　正
１９８４年（昭和５９年）	５月１９日	改　　正
１９８４年（昭和５９年）	１２月　２日	改　　正
１９９０年（平成　２　年）	１０月　５日	全面改正
１９９３年（平成　５　年）	５月２１日	改　　正
１９９５年（平成　７　年）	５月１３日	改　　正
１９９６年（平成　８　年）	５月１１日	改　　正
２００２年（平成１４年）	５月１８日	改　　正
２０１２年（平成２４年）	５月２０日	改　　正
２０１６年（平成２８年）	５月２９日	改　　正
２０１８年（平成３０年）	１２月　１日	改　　正

登録に関する規定

第１条　本連盟に登録を希望する学校は、所定の登録用紙に必要事項を記入し、所定の登録料と共に本連盟の指定する期日までに登録しなければならない。

第２条　登録用紙は４部作成し、１部は本連盟に、１部は（財）日本陸上競技連盟（以下「連盟」とする）に、１部は連合に、１部は加盟校に保管する。

第３条　登録回数は原則として１年１回とする。

第４条　個人の登録は次のとおりである。

（１）継続登録　すでに前年度登録しており引き続いて登録する者。

（２）新規登録　初めて本連盟に登録する者。

（３）追加登録　新規、継続のいずれにも属さず、シーズンに入ってから登録する者。

第５条　加盟校の競技者は、出身都道府県、学校所在地都道府県（学校所在が２都道府県にまたがる場合は競技者が在学している学部または学科がある都道府県）または現住地都道府県のうちいずれか１つの陸連加盟団体の都道府県名を登録陸協の欄に書き入れなければならない。

第６条　学生競技者の陸連への登録番号は本連盟の登録番号にもってし、学生競技者カードをもって陸連加盟団体競技者カードとする。各都道府県陸上競技協会にも同じである。

会計に関する規定

第１章　総則

第１条　この規定は本連盟の会計業務について定める。

第２条　本連盟の会計に関しては別に定める帳簿を備え、整然且つ明瞭に記録しなければならない。

第３条　本連盟の会計に関しては、金銭出納は会計が掌り、収入・支出に関しては全て幹事長の承認が必要である。

第４条　会計業務の全てにおいて監事の監査を必要とする。

第２章　予算

第５条　本連盟の一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出はこれを予算

に編入しなければならない。

第６条　本連盟の会計については翌年度予算案を１０月の定時代表委員総会までに作成しなければならない。

第７条 前条の予算はその範囲内で執行するとともに、予算に定められた目的以外に使用してはならない。

第３章　金銭会計

第８条　当該年度会計に属する収入・支出に関する出納は３月３１日までに完結するものとする。

第９条　全ての収入は入金に関する領収書を作成しなければならない。

第10条　全ての支出はその請求書及び関係種類を添付しなければならない。また、その領収書を保存しなければならない。

第11条　本連盟の貯金口座を設ける銀行は会長の承認を受けて幹事長がこれを指定する。また、その名義人は会長とする。

第４章　決算

第12条　本連盟の収支決算書及び次の調書は、これを翌年度の５月定時代表委員総会までに作成しなければならない。

（１）収支決算書及び決算説明書

（２）事業報告書

第５章　資産

第13条　本連盟の資産は会長が保管する。

第６章　引継

第14条　会計が交代するときは、前任者は翌年度の４月１５日までに貯金、現金、物品資産を後任者に引き継がなくてはならない。

第15条　前条の引継は監事立会の上帳簿、現金、貯金等を照合して行うものとする。

第７章　雑則

第16条　この規定を実施するための必要な事項については常任幹事会が立案し、評議員会に諮問する。

表彰に関する規定

第１条　本連盟規約第52条に定める他、表彰について次のとおり定める。

第２条　本連盟の授与する栄章はつぎのとおりとする。

（１）特別勲功賞
（２）勲功賞
（３）新記録賞
（４）菅沼賞
（５）川村賞
（６）高本賞
（７）久保田賞
（８）東川賞

（特別勲功賞）

第３条　特別勲功賞は、国際大会（オリンピック、ユニバーシアード、世界陸上競技選手権大会、アジア大会、アジア選手権大会など）に日本代表選手として出場した者に贈与される。

２．　贈与の時期は、中国四国学生陸上競技対校選手権大会または中国四国学生陸上競技選手権大会の時にこれを行う。

（勲功賞）

第４条　勲功賞は天皇賜杯日本学生陸上競技対校選手権大会８位以内入賞者及び秩父宮賜杯西日本学生陸上競技対校選手権大会３位以内入賞者に対して贈与される。

２．　贈与の時期は当該年度の中国四国学生陸上競技選手権大会のときにこれを行う。

（新記録賞）

第５条　新記録賞は前年までに中国四国学生記録、中国四国学生陸上競技対校選手権大会記録、中国四国学生陸上競技選手権大会記録を樹立した者（またはチーム）に対して贈与される。

２．　贈与の時期は、中国四国学生記録については、次年度の中国四国学生陸上競技対校選手権大会の時に、中国四国学生陸上競技対校選手権大会記録及び中国四国学生陸上競技選手権大会記録については、それぞれの大会の時に、これを行う。

３．　新記録賞を樹立した者には、第７条の定めるとおり記念品及び奨励金を贈与する。但し、同年度内において、同一人（またはチーム）が同一種目の記録を複数回更新した場合、記念品の贈与の対象となるのは一度限りとする。

（菅沼賞・川村賞・高本賞・久保田賞・東川賞）

第６条　菅沼賞は中国四国学生陸上競技対校選手権大会の男子優秀選手（又はチーム）に

対して、川村賞は同大会の女子優秀選手（又はチーム）に対して、高本賞は中国四国学生陸上競技選手権大会の男子優秀選手（又はチーム）に対して、久保田賞は同大会の女子優秀選手（又はチーム）に対して、東川賞は中国四国学生駅伝競走大会の優秀選手に対してそれぞれ贈与される。

２．　受賞者の選考は選考委員会において行う。

３．　選考委員会は、会長、副会長、評議員、ヘッドコーチ及び幹事長をもって構成し、委員長には会長があたる。

４．　選考委員会は会長がこれを召集する。

５．　贈与の時期は、各大会の時これを行う。

（副賞）

第７条　副賞について次のとおり定める。

（特別勲功章）

記念品及び奨励金

（勲功章）

記念品

（新記録賞）

・中国四国学生記録
　記念品及び奨励金２万円
・中国四国学生陸上競技対校選手権大会記録
　及び中国四国学生陸上競技選手権大会記録
　奨励金五千円
（菅沼賞・川村賞・高本賞・久保田賞・東川賞）
　記念品

支部に関する規定

第１条　支部の規約は本連盟の規約にもとづいて作られなければならない。

第２条　支部は支部長のもとその支部における学生陸上競技の普及・発展と加盟校の親睦を図ることを目的とする。

第３条　本連盟は次のところに支部を置く。

（１）岡山　（２）四国　（３）広島　（４）山口

第４条　支部は本連盟の５月定時代表委員総会までに次の事項を本連盟に提出しなければならない。

（１）当該年度の事務所所在地

（２）前年度の事業及び会計報告

（３）当該年度の事業予定及び予算
（４）当該年度の役員名

第５条　本連盟の規約に違反した支部は本連盟より厳罰される。

交通費・宿泊費に関する内規

第１条　本連盟役員が出張したときは当該者に対し旅費を支給する。

第２条　旅費の種類は鉄道料金、船賃、バス料金、宿泊費とする。

２．　航空料金、鉄道料金、船賃、航空料金、バス料金は路程に応じ運賃、特急自由席料金を支給する。

３．　宿泊費は実際に要した料金を支給する。

第３条　本内規にかかわらず、他団体より支給がある者、本連盟役員としてではなしに参加する者については、本連盟は旅費を支給しない。

第４条　旅費の支給等については本内規に定める他、会計が会長の承認を得て実情に応じて調整することができる。